

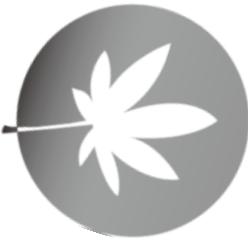
きたひろしま 男女共同参画プラン

第3次

2021年度～2030年度



(原案)



北広島市

はじめに

男女共同参画社会の実現に向けて

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来など社会経済環境が大きく変化するなか、国においては、全ての個人が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関りなくその個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現を重要課題と位置づけ、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。この基本法に基づき、北広島市では、平成13年に「きたひろしま男女平等参画プラン」、平成23年に「第2次きたひろしま男女共同参画プラン」を策定し、各種施策に取り組んでまいりました。

この度、「第2次きたひろしま男女共同参画プラン」の計画期間終了にあたり、これまでの取組を基盤としつつ、今までの取組の成果や現在の社会情勢等を踏まえ、「第3次きたひろしま男女共同参画プラン」を策定いたしました。

「第3次きたひろしま男女共同参画プラン」では、平成27年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画を包含する計画として、「男女の多様な働き方の推進」、「配偶者等からの暴力の根絶」を基本目標の中に位置付け、本プランにおいて総合的に取り組むこととしました。

今後は、行政と市民、事業者、地域団体、関係機関との協働により、男女共同参画の推進を図ってまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、プランの策定にあたり、市民意識調査やパブリックコメントなどによりご意見をいただいた市民の皆様、熱心にご審議いただきました北広島市男女共同参画推進委員会の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和3年(2021年)〇月

北広島市長 上野正三

- 目 次 -

第1章 プラン策定にあたって	1
1 これまでの取組	
2 プラン策定の背景	
第2章 プランの基本的な考え方	3
1 目的	
2 位置付け	
3 計画期間	
4 構成	
5 プランの体系	
第3章 プランの内容	
基本目標I 男女共同参画の実現に向けた環境づくり	5
基本方向1 男女共同参画に関する意識づくりの推進	
基本方向2 男女共同参画に関する学習の場づくりの推進	
基本方向3 国際社会に対する理解の促進	
基本目標II あらゆる分野における男女共同参画の推進	9
基本方向4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
基本方向5 地域における男女共同参画の推進	
基本目標III 男女の多様な働き方の推進	11
基本方向6 就労環境の整備	
基本方向7 男女が共に子育てや介護ができる環境の整備	
基本目標IV 配偶者等からの暴力の根絶	15
基本方向8 暴力を許さない社会づくりの推進	
基本方向9 DVに関する総合的な支援体制の充実	
基本目標V 安心して暮らせる社会の実現	18
基本方向10 生涯にわたる心身の健康づくりの推進	
基本方向11 ハラスメントの防止	
基本方向12 多様な性のあり方への理解の促進	
第4章 プランの推進に向けて	21
1 プランの着実な推進	
2 庁内推進体制の充実	
3 関係機関との連携・協力	
第3次きたひろしま男女共同参画プラン 策定の経過	22

第1章 プラン策定にあたって

1 これまでの取組

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を、少子高齢化の進展や国際化など社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえで21世紀の重要な課題と位置づけ、国や地方公共団体、国民の役割を明らかにし、総合的かつ計画的に推進する責務を明らかにしました。

北広島市では、これまで「きたひろしま男女平等参画プラン(H14～H22)」、「第2次きたひろしま男女共同参画プラン(H23～R02)」を策定し、さまざまな施策を推進してきました。

第2次プランでは、「男女共同参画の実現に向けた意識の変革」、「社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進」、「豊かな暮らしを育む「仕事と生活の調和」が実現できる環境の整備」、「あらゆる暴力根絶への取り組み」の4つを基本目標として掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた100の事業に取り組み、計画した事業は概ね実施することができました。プランにおける取組の進捗状況を把握するため基本目標ごとに設定した目標値については、いずれにおいても目標達成には至りませんでしたが、これまでの取組により順調に数値が改善しています。

【第2次きたひろしま男女共同参画プランの目標】

基本目標番号	項目	プラン策定時の数値	直近値	目標値
1	「男女共同参画社会基本法」について見たり聞いたことのある人の割合	43.1% (H20市民意識調査)	45.8% (R1市民意識調査)	60.0%
2	市の審議会等の女性の登用率	23.6% (H22.4市調査)	26.5% (R2.4市調査)	50.0%
3	市民の「子育てと仕事が両立可能な社会環境の充実」に対する満足度 (満足+やや満足の回答者)	6.0% (H20市民意識調査)	9.0% (H30市民意識調査)	50.0%
4	「配偶者暴力防止法」について見たり聞いたことのある人の割合	40.0% (H20市民意識調査)	70.5% (R1市民意識調査)	100%

2 プラン策定の背景

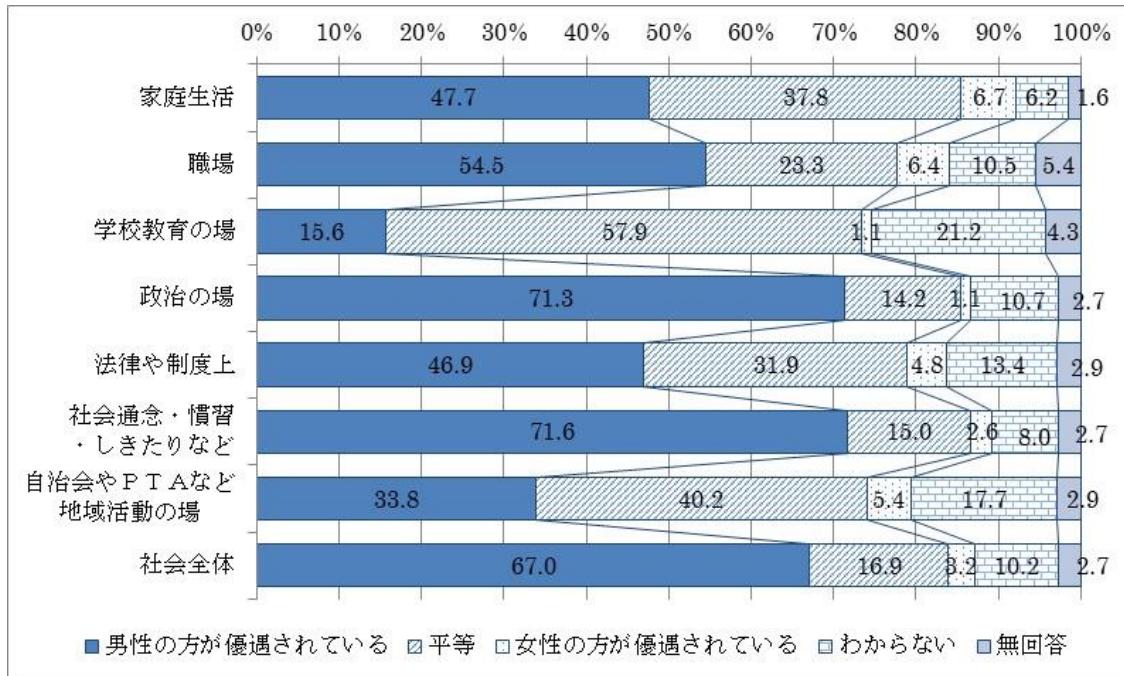
第2次プランの策定から10年が経過するなか、国においては、平成27年に女性が職業生活で個性と能力を十分に発揮し、活躍できる環境を整備するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。また、国際社会においては、同年に国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、この中に掲げられた「持続可能な開発目標(SDGs)」では、政治、経済、公共分野での意思決定の場において完全かつ効果的な女性の参画等をターゲットとした「*ジェンダー平等」などの目標が定めされました。

また、市が令和元年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）によると、各分野における男女の地位の平等意識について「平等」と回答した人の割合は、家庭生活37.8%、職場23.3%、学校教育の場57.9%、社会全体16.9%という状況になっており、今後においても、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

※ジェンダー

人間には生まれついての生物学的性別があります。一方社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）と言います。

【男女の平等感】



令和元年度男女共同参画に関する市民意識調査

第2章 プランの基本的な考え方

1 目的

このプランは、男女が互いに自立した人間として尊重され、性別に関わりなく個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、北広島市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。

2 位置付け

- ・「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）を包含
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（DV防止基本計画）を包含
- ・市の総合計画を推進していくための個別計画
- ・第2次きたひろしま男女共同参画プラン（H23～R02）を引き継ぐ計画

3 計画期間

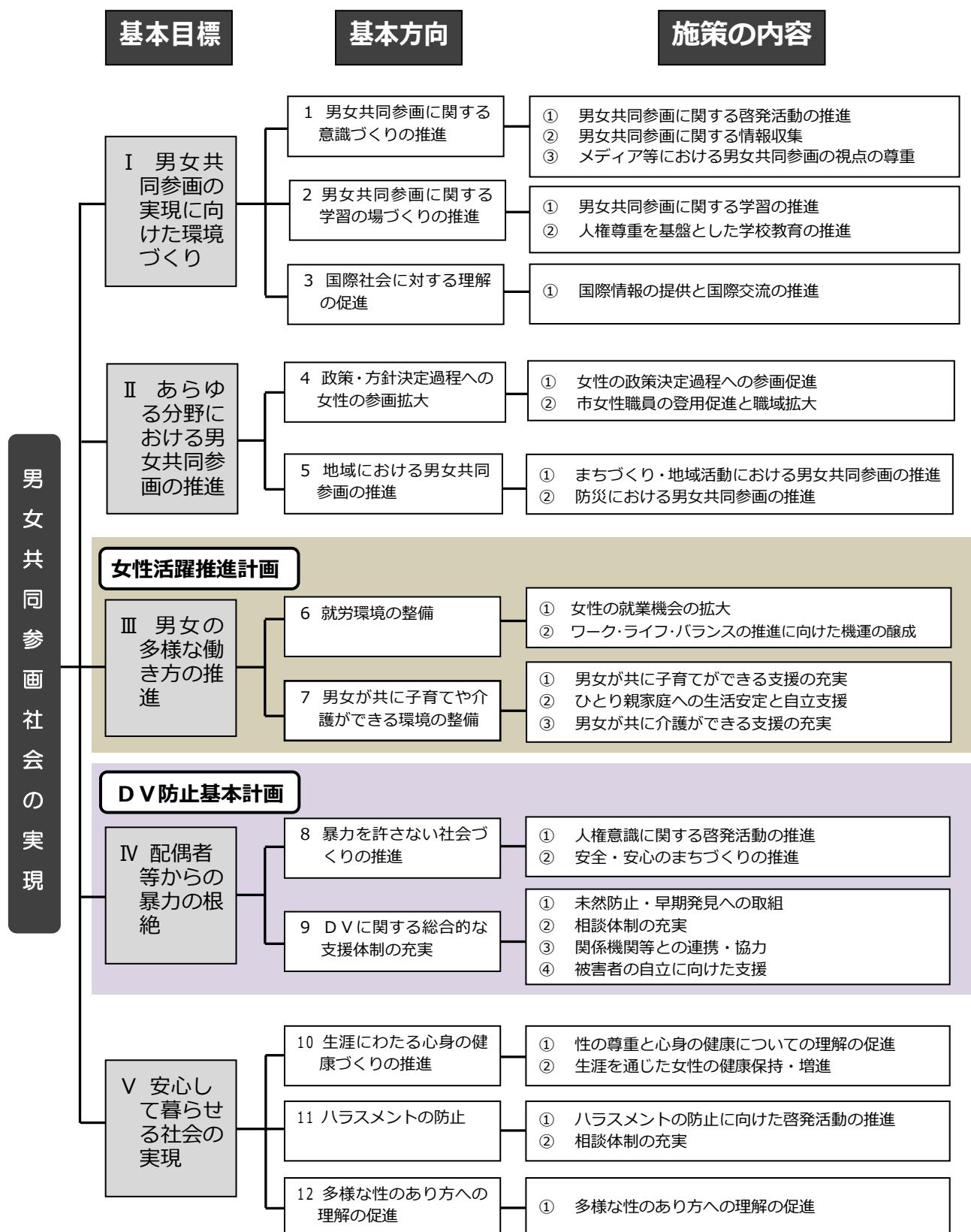
令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）の10年間とします。なお、社会の変化等に応じて必要な見直しを検討していきます。

4 構成

本プランは、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、5つの基本目標、12の基本方向、26の施策による3階層の構成としています。

また、プランにおける各施策の具体的な事業内容については、市の上位計画である総合計画(第6次)の推進計画との整合性を図り、事業計画として5年ごとに策定します。

5 プランの体系



第3章 プランの内容

男女共同参画の実現に向けた環境づくり —— 基本目標 I ——

【現状と課題】

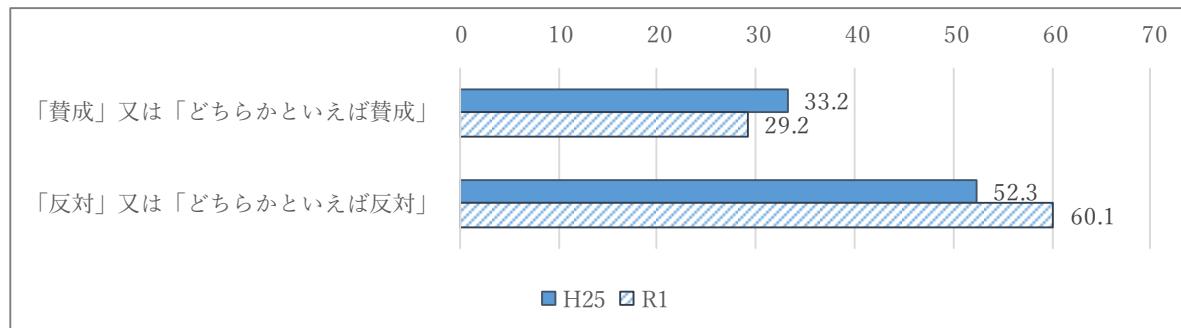
「男女共同参画社会基本法」の施行とともに、関連する法律や制度等の整備が進み、様々な分野で活躍する女性が増えてきています。しかし、市民意識調査によると、社会通念や慣習などによる※固定的な性別役割分担意識や男女共同に関する用語の認知度については前回調査（平成25年度）と比較して改善がみられるものの【図1、図2】、男女が平等であると考える人の割合については、ほぼ横ばいで推移しています。【図3】

男女共同参画社会を実現していくためには、市民一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、固定的な性別役割分担意識を取り除き、全ての人が性別にかかわりなく、個々の人権が尊重され、個性と能力を十分に発揮して生きていくことが大切であり、学校教育や生涯教育など様々な場面における学習の場づくりや啓発活動に引き続き取り組んでいく必要があります。

※固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることを言います。

図1 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思うか



令和元年度男女共同参画に関する市民意識調査

図2 男女共同に関する用語の認知度

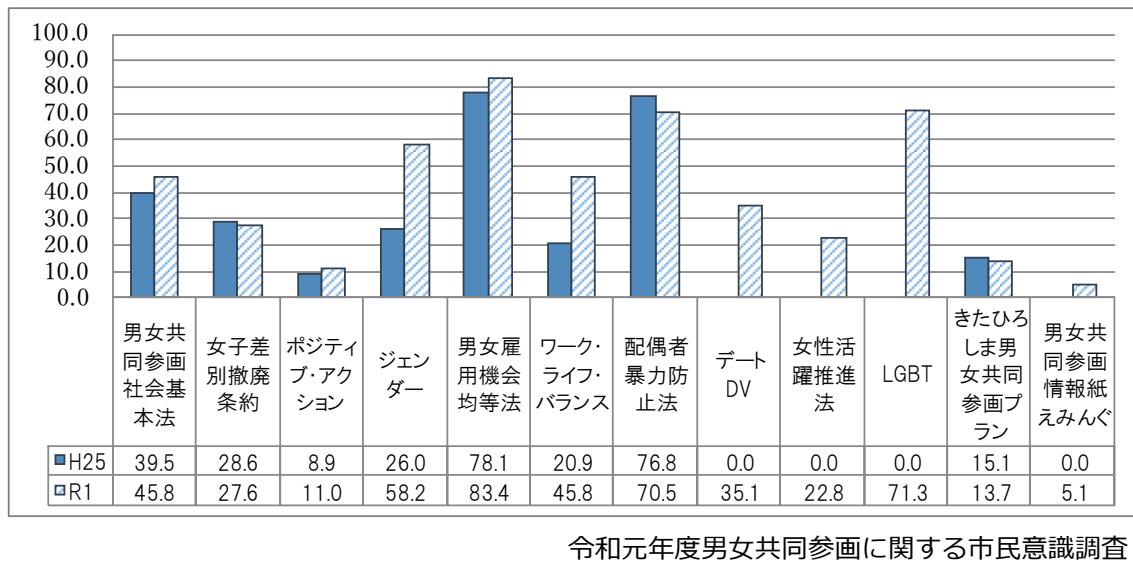
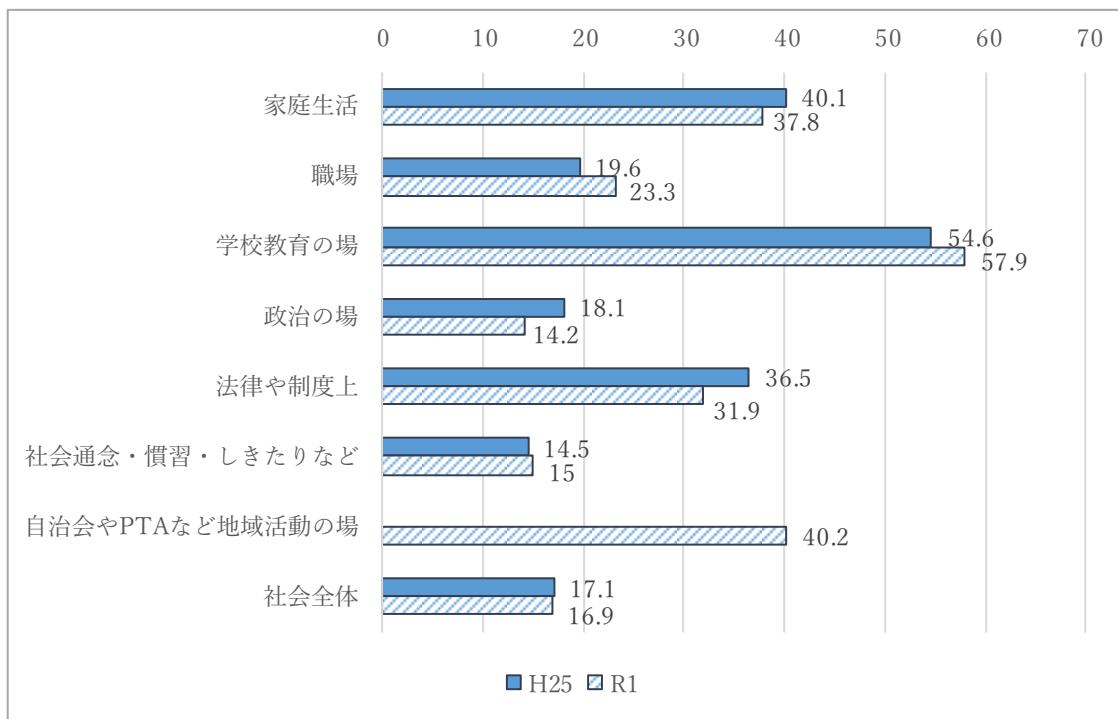


図3 男女の平等感について「平等」と回答した人の割合



【数値目標】

番号	項目	策定時数値	目標値
1	「男女共同参画社会基本法」の認知度	45.8%(R1)	60.0%
2	男女共同参画情報紙「えみんぐ」の認知度	5.1%(R1)	50.0%
3	「男は仕事、女は家庭」という考え方について 「反対」又は「どちらかといえば反対」と考える人の割合	60.1%(R1)	70.0%

【施策の内容】

基本方向1 男女共同参画に関する意識づくりの推進

①男女共同参画に関する啓発活動の推進

男女共同参画に関する理解を深めるため、市広報紙やホームページ、パネル展など多様な媒体を活用した啓発活動の推進に努めます。

②男女共同参画に関する情報収集

定期的に市民意識調査を実施するとともに、男女共同参画に関する関連情報の把握と提供に努めます。

③メディア等における男女共同参画の視点の尊重

市広報紙やホームページ等のメディアにおいて、男女共同参画の視点に配慮した適切な運用に努めます。

基本方向2 男女共同参画に関する学習の場づくりの推進

①男女共同参画に関する学習の推進

男女共同参画に関する講演会や講座など様々な学習機会の提供に努めます。

②人権尊重を基盤とした学校教育の推進

授業や様々な学校の活動を通して、男女共同参画の視点に立った人権教育の推進に努めます。また、教育内容の充実を図るため、人権尊重や男女共同参画に関する教職員研修の充実に努めます。

基本方向3 国際社会に対する理解の促進

①国際情報の提供と国際交流の推進

国際社会における男女共同参画の現状などについて情報提供を行うとともに、カナダサスカツーン市との交流事業など国際交流機会の充実に努めます。

あらゆる分野における男女共同参画の推進

—— 基本目標Ⅱ ——

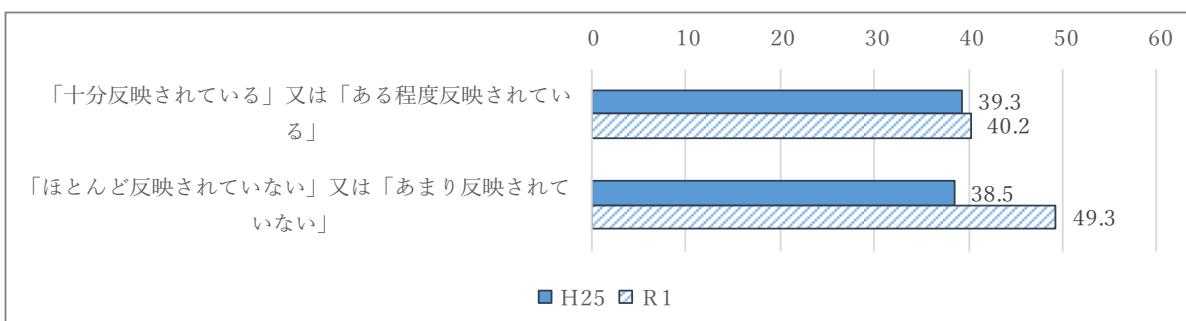
【現状と課題】

市民意識調査によると、政治・行政に対する女性の意見反映について、40.2%の方が「十分反映されている」又は「ある程度反映されている」と回答しています。【図4】

また、市の各種審議会等委員への女性登用率は、第2次プランにおいて50%の数値目標を掲げておりましたが、令和2年4月1日現在26.5%となっています。【図5】

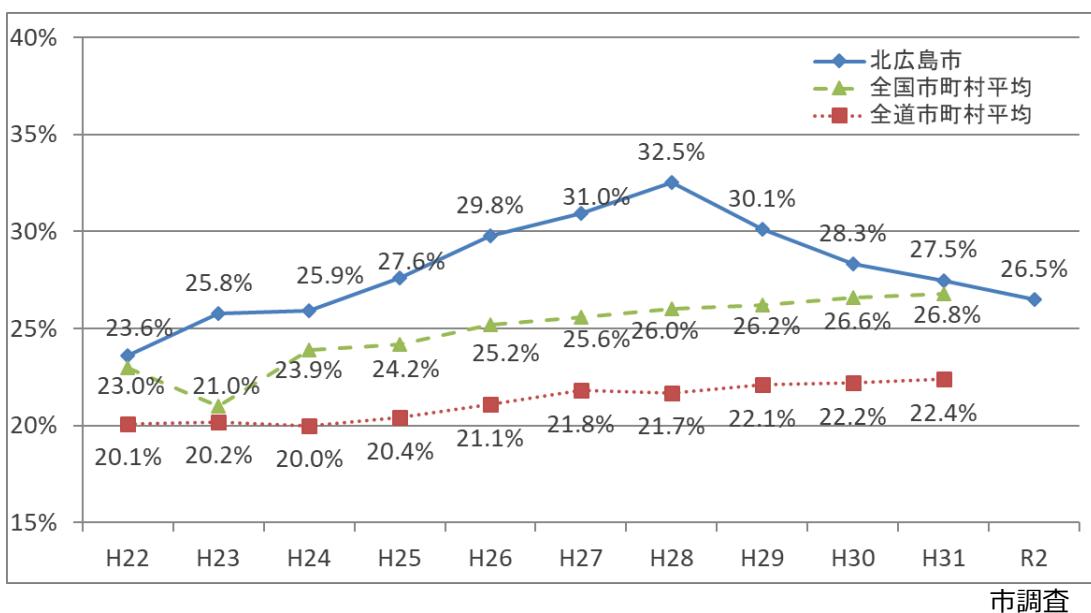
男女共同参画社会を実現していくためには、男女が社会の対等な構成員として、政策や方針決定過程の場をはじめ社会のあらゆる分野においてその個性や能力を十分発揮することが必要であることから、市の各種審議会等委員への女性登用率の向上や地域活動における女性参画の推進などに引き続き取り組んでいく必要があります。

図4 政治・行政に対する女性の意見反映についてどう考えるか



令和元年度男女共同参画に関する市民意識調査

図5 市の各種審議会等委員への女性登用率



【数値目標】

番号	項目	策定時数値	目標値
1	政治・行政に対する女性の意見反映について 「十分反映されている」、「ある程度反映され ている」と考える人の割合	40.2% (R1)	60.0%
2	市の審議会等の女性の登用率	26.5% (R2)	50.0%
3	「性別に関係なく社会参加できる環境の充 実」の満足度	63.9% (H30)	70.0%

【施策の内容】

基本方向4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

①女性の政策決定過程への参画促進

市の各種審議会等委員への女性の積極的な登用を図るなど多様な意見を市政に反映していくよう努めます。

②市女性職員の登用促進と職域拡大

本市における男女共同参画を率先して推進していくため、市職員について、男女平等と成績主義の原則を前提とした積極的な女性の登用を図り、性別にとらわれない職員一人ひとりの個性と能力を活かした女性の職域拡大に努めます。

基本方向5 地域における男女共同参画の推進

①まちづくり・地域活動における男女共同参画の推進

地域活動やボランティア活動等へ男女が共に参画できるよう、意識啓発や情報提供など支援に努めます。

②防災における男女共同参画の推進

災害時などにおける男女のニーズの違いを踏まえ、女性の視点を取り入れた災害対策の充実に努めます。

男 女 の 多 様 な 働 き 方 の 推 進

—— 基本目標Ⅲ ——

【現状と課題】

女性の就業に関しては「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」などによる法整備が進められており、本市の労働力人口における女性の割合も増加傾向にあります。【図 6】

また、本市の女性の労働率について年代別に見ると、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる M 字カーブを描いています。【図 7】

市民意識調査によると、女性が職業を持つことについて、「結婚や出産にかかわりなく働き続ける方がよい」と回答した方の割合は 45.8% にとどまっており【図 8】、女性の働きやすさについては、「家事・育児と仕事の両立が難しい」、「保育制度や施設が十分ではない」などの理由により、「あまり働きやすくない」、「働きやすくない」と回答した方の割合が 57.6% となっています。【図 9、図 10】

また、ワーク・ライフ・バランスの実現については、67.1% の方が「どちらかといえば実現していない」「実現していない」と回答をしています。【図 11】

男女が共に自ら望む生き方を実現させるため、女性の就業機会の拡大に向けた支援、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた機運の醸成、男女が共に子育てや介護ができる環境の整備などに引き続き取り組んでいく必要があります。

図 6 北広島市の労働力人口の推移

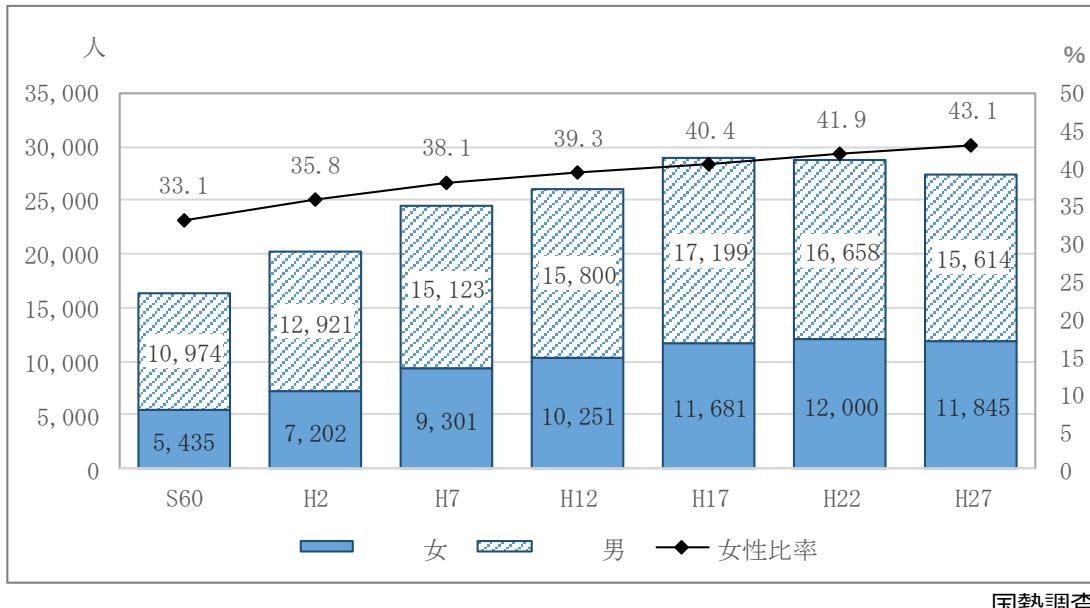


図7 北広島市の女性の労働力率

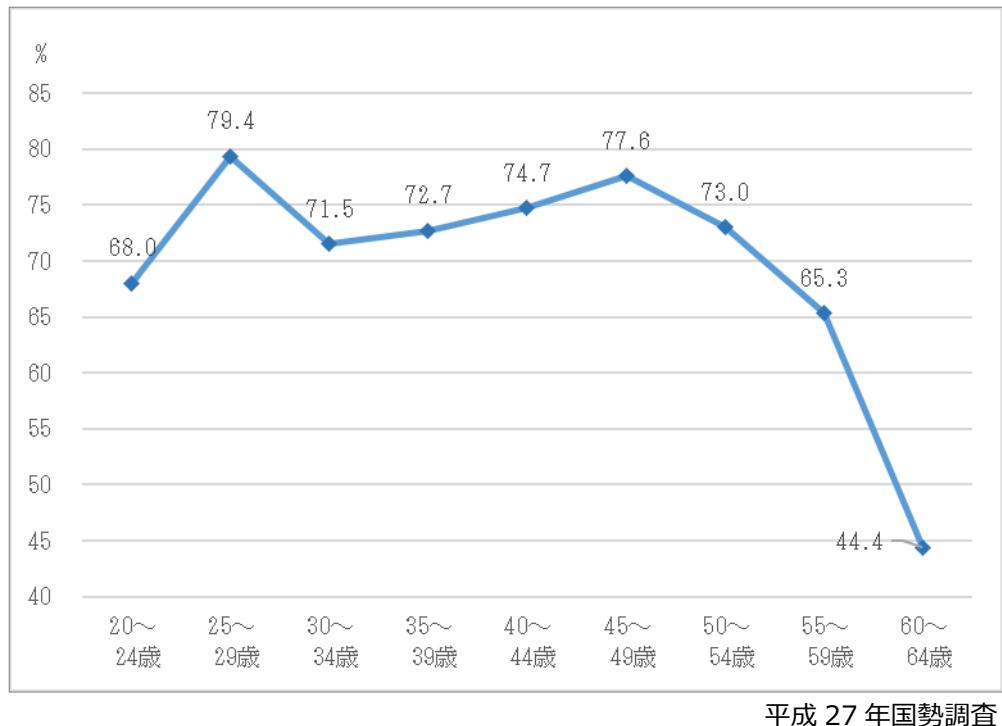
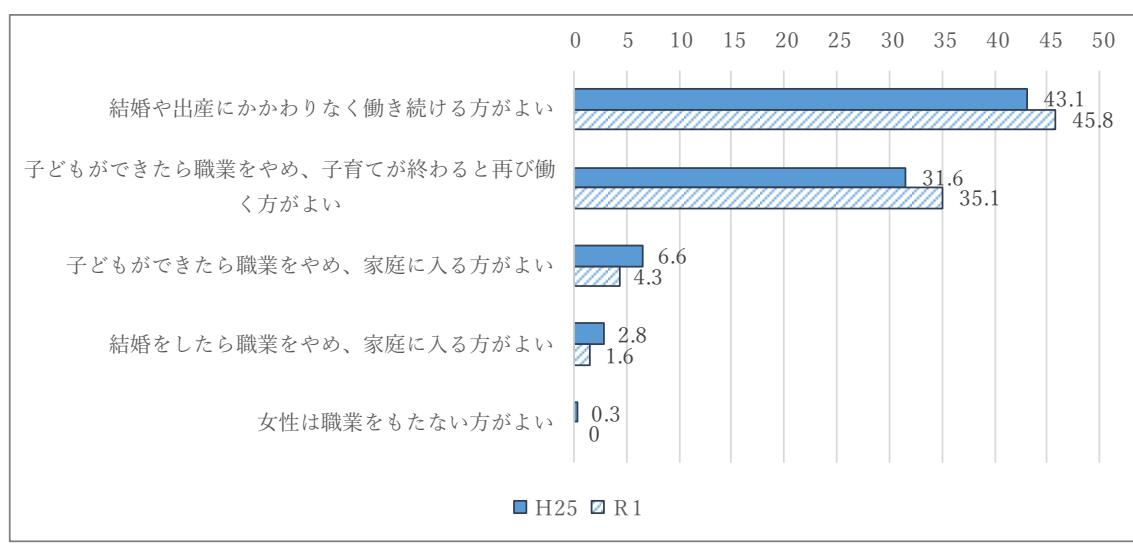
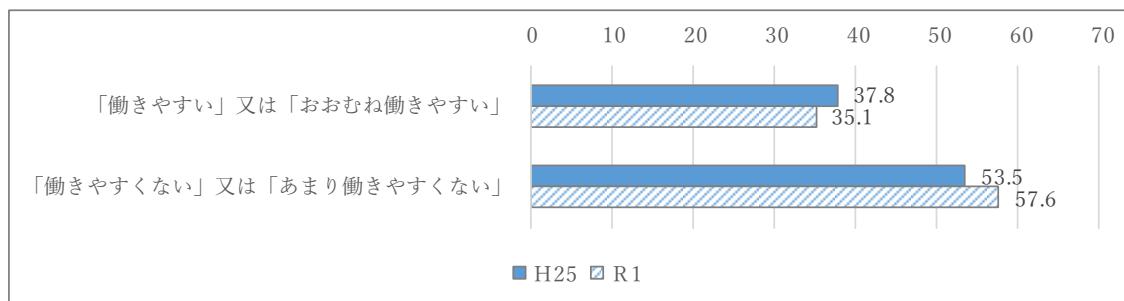


図8 女性が職業を持つことについてどう思うか



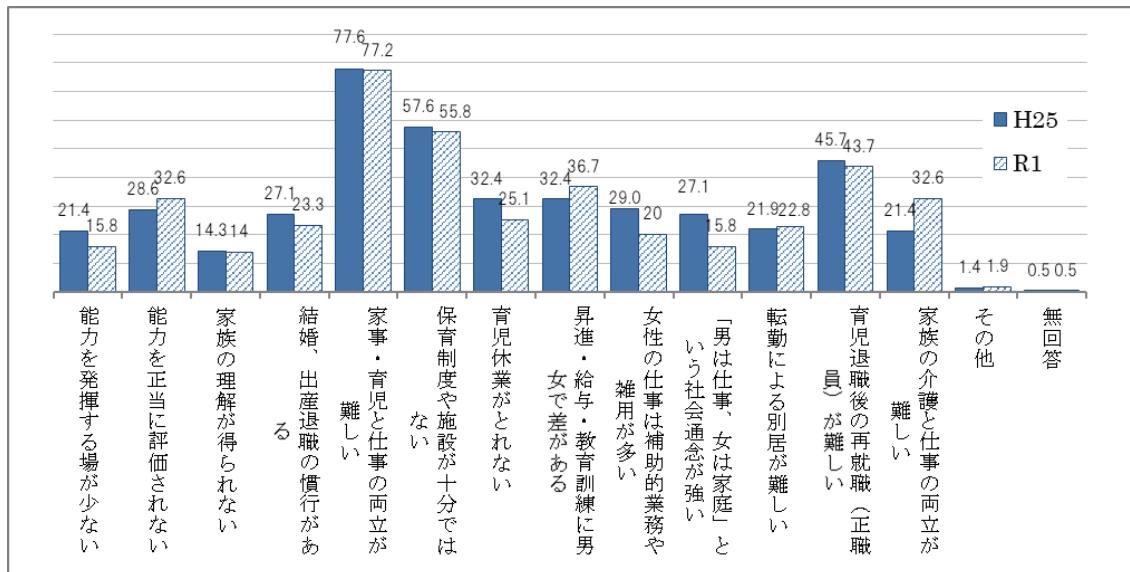
令和元年度男女共同参画に関する市民意識調査

図9 女性が働きやすい社会であるか



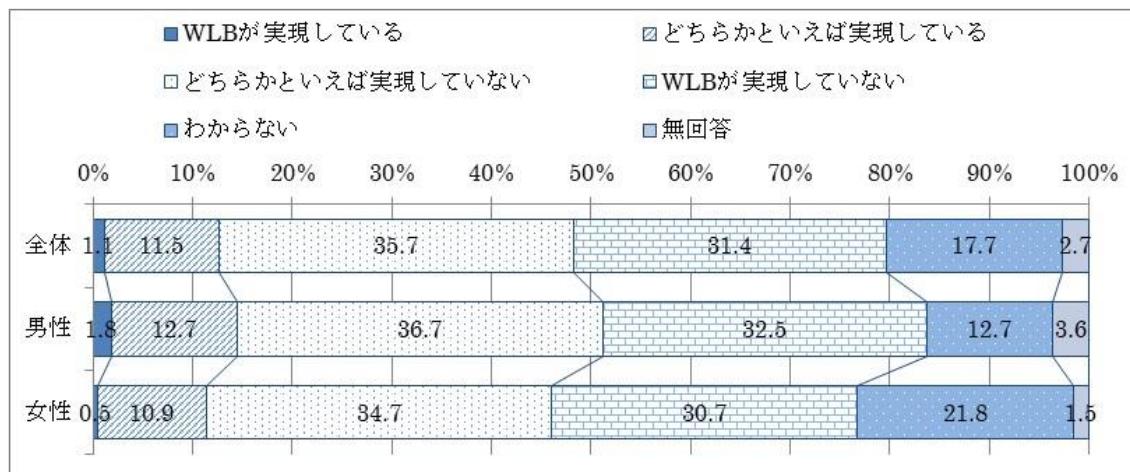
令和元年度男女共同参画に関する市民意識調査

図10 女性が働きやすくないと思う原因



令和元年度男女共同参画に関する市民意識調査

図11 ワーク・ライフ・バランス（WLB）が実現しているか



令和元年度男女共同参画に関する市民意識調査

【数値目標】

番号	項目	策定時数値	目標値
1	女性が働きやすい社会について「働きやすい」、「おおむね働きやすい」と思う人の割合	35.1%(R1)	50.0%
2	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	45.8%(R1)	60.0%
3	ワーク・ライフ・バランスが「実現している」、「どちらかといえば実現している」と思う人の割合	12.6%(R1)	50.0%

【施策の内容】

基本方向6 就労環境の整備

①女性の就業機会の拡大

女性の就業における能力開発や再就職に向けた支援などにより、女性の就業機会の拡大に努めます。

②ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた機運の醸成

仕事と生活の調和したワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動や市内の企業等に対する支援に努めます。

基本方向7 男女が共に子育てや介護ができる環境の整備

①男女が共に子育てができる支援の充実

地域全体による子育てを推進するとともに、多様化する子育てニーズに対応できるよう子育て支援サービスの充実に努めます。

②ひとり親家庭への生活安定と自立支援

ひとり親家庭の子育てに関わる経済的な負担の軽減や、自立していくための支援に努めます。

③男女が共に介護ができる支援の充実

少子高齢化の進展などにより社会情勢が変化するなか、地域全体による介護を推進するとともに、高齢者など介護を必要とする人やその家族が充実した生活ができるよう支援サービスの充実に努めます。

配偶者等からの暴力の根絶

—— 基本目標IV ——

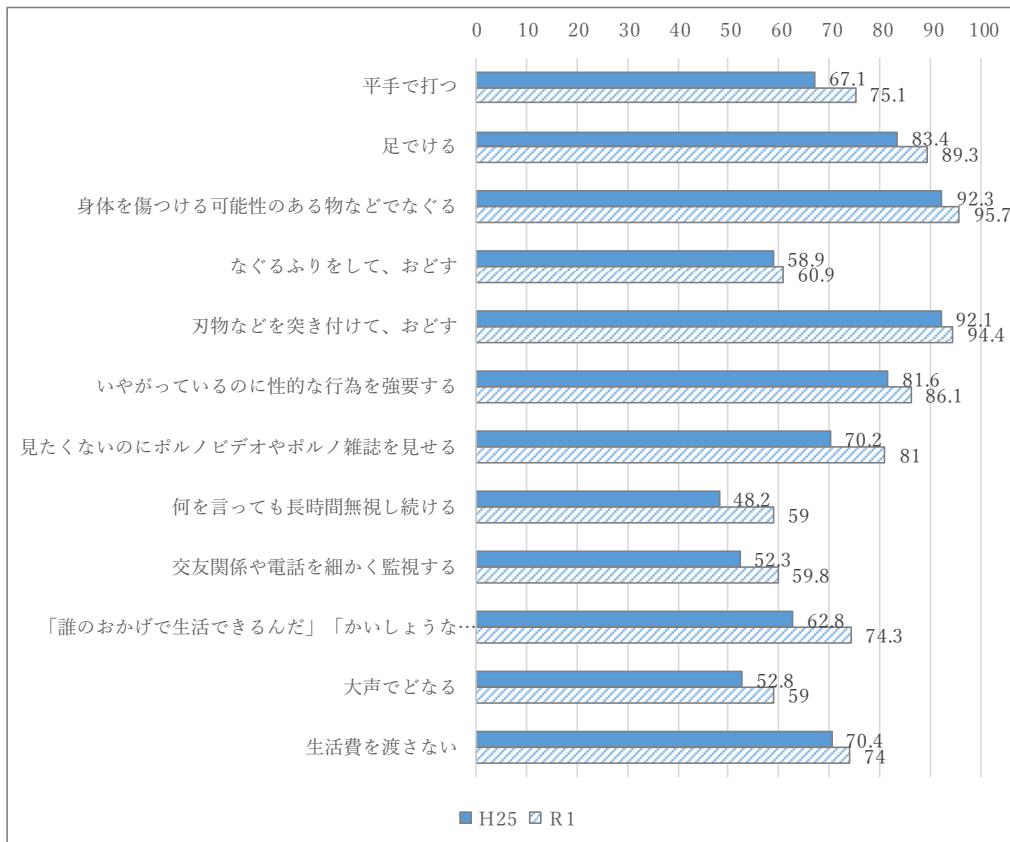
【現状と課題】

暴力は、重大な人権侵害であり、男女問わず、いかなる場合にも決して許されるものではありません。また、その被害者は圧倒的に女性が多いことから、女性に対する暴力についての対応が求められています。

ドメスティック・バイオレンス（DV = 配偶者等からの暴力）については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」などによる法整備が進められていますが、個人的な問題として捉えられやすく、多くの問題が潜在化することが多いことから、「DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」という社会的認識の徹底を図り、暴力を容認しない環境づくりに取り組んでいくことが重要です。

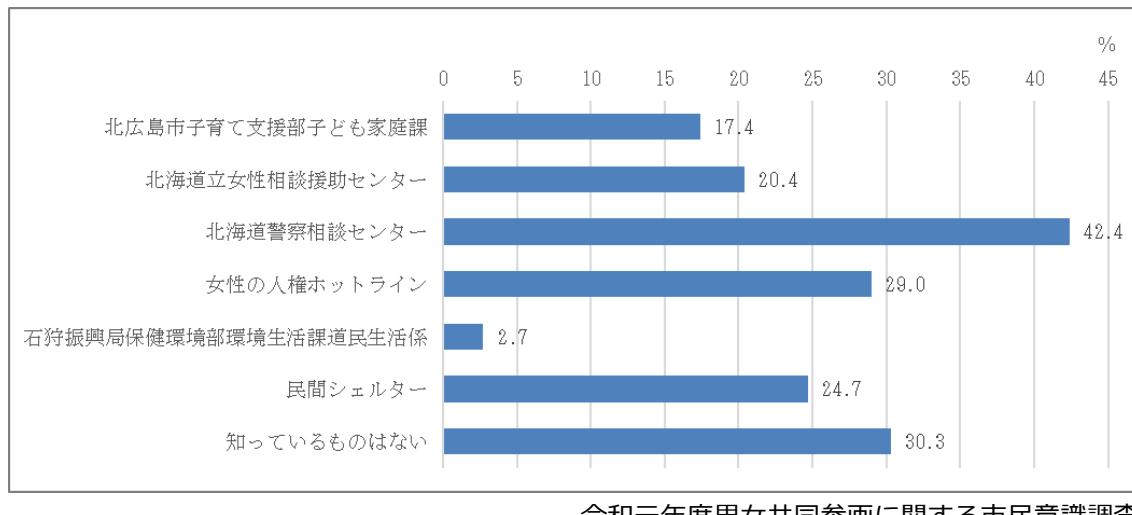
市民意識調査によると、DVに対する認識については、前回調査と比較して値の改善がみられるものの、被害者を支援するための各相談窓口の認知度は低い状況となっており、各相談窓口の周知徹底や関係機関等との連携・協力を強化していくことが必要となっています。【図12、図13】

図12 次の行為が「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した人の割合



令和元年度男女共同参画に関する市民意識調査

図 13 DV相談窓口の認知度



【数値目標】

番号	項目	策定時数値	目標値
1	DV相談窓口について「知っているものはない」と回答した人の割合	30.3%(R1)	10.0%
2	「配偶者暴力防止法」の認知度	70.5%(R1)	80.0%
3	「デートDV」という言葉の認知度	35.1%(R1)	50.0%

【施策の内容】

基本方向8 暴力を許さない社会づくりの推進

① 人権意識に関する啓発活動の推進

全ての市民が平等で暮らしやすい人権尊重の社会を実現するため、人権擁護委員との連携等により、あらゆる分野における偏見や差別等の根絶に向けた啓発活動の推進に努めます。

② 安全・安心のまちづくりの推進

地域における防犯活動や暴力追放運動の推進団体と連携して犯罪や暴力を許さない環境づくりの推進に努めます。

基本方向9 DVに関する総合的な支援体制の充実

①未然防止・早期発見への取組

暴力の加害者にも被害者にもならないよう、DVなどあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進に努めます。

②相談体制の充実

専門相談窓口について広く市民へ周知を図るとともに、被害者一人ひとりの人権に配慮した相談対応に努めます。

③関係機関等との連携・協力

一体的なDV被害者支援を行うため、府内体制を整備するとともに、配偶者暴力相談支援センターや警察等の関係機関等との連携・協力に努めます。

④被害者の自立に向けた支援

関係機関等との連携・協力により、DV被害者の自立に向けた総合的な支援に努めます。

安心して暮らせる社会の実現 —— 基本目標V ——

【現状と課題】

男女が思いやりを持って健やかで心豊かに生きていくことは、男女共同参画社会を形成していく上での前提になります。

特に女性は、妊娠・出産期をはじめ、思春期、子育て期、更年期、高齢期といったライフステージには、女性特有の様々な健康上の課題を抱えることもあります。男女が共に人権尊重の視点に立ち、***性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）**への配慮がされるように意識啓発に取り組んでいくことが重要です。

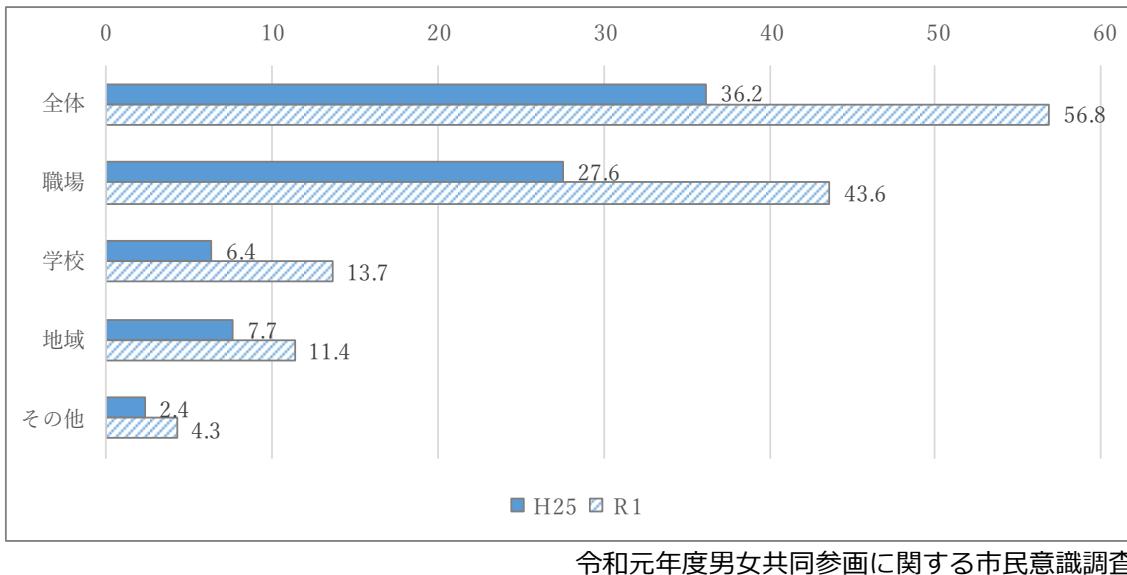
また、職場や学校、地域などにおけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメント防止については、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」などにより、事業主によるハラスメント対策の義務化などの法整備が進められていますが、市民意識調査によると、セクシャルハラスメントについて「自分自身が受けたことがある」又は「身近な人が受けているのを見たり聞いたりしたことがある」と回答した方の割合は 56.8%となっており、今後も引き続き、意識の啓発や相談窓口の周知などに取り組んでいく必要があります。【図 14】

また、誰もが生きがいと誇りをもつことができる社会の実現に向けて、多様な性のあり方に関する市民理解の促進を図ります。

※性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

1994 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。

図 14 セクシャルハラスメントについて「自分自身が受けたことがある」、「身近な人が受けているのを見たり聞いたりしたことがある」と回答した人の割合



令和元年度男女共同参画に関する市民意識調査

【数値目標】

番号	項目	策定期数値	目標値
1	セクシャルハラスメントについて「自分自身が受けたことがある」、「身近な人が受けているのを見たり聞いたりしたことがある」と回答した人の割合	56.8%(R1)	30.0%

※目標値は、直近5年以内に「自分自身が受けたことがある」、「身近な人が受けているのを見たり聞いたりしたことがある」と回答した人の割合とする。

【施策の内容】

基本方向 10 生涯にわたる心身の健康づくりの推進

①性の尊重と心身の健康についての理解の促進

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）への配慮がされるよう意識啓発に取り組むとともに、児童・生徒が発達段階に応じた性に関する正しい知識を身につけることができるよう学校教育の充実に努めます。

②生涯を通じた女性の健康保持・増進

生涯を通じた女性の健康保持・増進のため、妊娠・出産期など各ライフステージに対応した情報提供や支援を行うとともに、健康診査体制の充実に努めます。

基本方向 11 ハラスメントの防止

①ハラスメントの防止に向けた啓発活動の推進

職場や学校、地域などにおけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメント防止に向けた啓発活動の推進に努めます。

②相談体制の充実

専門相談窓口について広く市民への周知に努めます。

基本方向 12 多様な性のあり方への理解の促進

①多様な性のあり方への理解の促進

多様な性のあり方への理解促進を図るため、啓発活動の推進に努めます。

第4章 プランの推進に向けて

1 プランの着実な推進

市における男女共同参画の推進に向けては、市総合計画や各種個別計画との整合性を図りながら、取組を進めていく必要があります。

プランの計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）の10年間としますが、市民意識調査の実施などにより市民意識の把握に努め、社会の変化等に応じた必要な見直しを検討していきます。

また、プランにおける各施策を着実に進めていくため、具体的な事業内容を掲載した事業計画を5年ごとに策定します。各施策及び事業の進捗状況については、条例に基づき設置された北広島市男女共同参画推進委員会による評価を行うとともに、評価内容について市民へ公表します。

2 庁内推進体制の充実

男女共同参画を総合的に推進するため、各施策及び事業を実施する関連部署との連携を深め、庁内組織である北広島市男女共同参画推進会議の活用など、全庁的な推進体制により取組を進めています。

また、市職員を対象にした研修の実施など意識啓発を行うとともに、男女共同参画に関する情報提供の充実を図ります。

3 関係機関との連携・協力

国や北海道の動きと連携して効果的に施策を進めるとともに、市民や企業、関係機関・団体との連携・協力を図ります。

また、国、北海道などが主催する会議や研修への参加などにより、各関係機関からの情報収集を図ります。

第3次きたひろしま男女共同参画プラン 策定の経過

時　期	内　容
令和元年度	
令和元年 7月	男女共同に関する市民意識調査の実施
令和元年 11月 18日	次期きたひろしま男女共同参画プラン策定方針の決定
令和元年 11月 28日	令和元年度第1回北広島市男女共同参画推進会議の開催
令和元年 12月 16日	令和元年度第1回北広島市男女共同参画推進委員会の開催
令和2年 1月 6日	パブリックコメント（素案作成に向けた意見募集）の実施 意見募集期間：令和2年1月6日から2月4日まで
令和2年度	
令和2年 7月 20日	令和2年度第1回北広島市男女共同参画推進会議の開催
令和2年 7月 29日	令和2年度第1回北広島市男女共同参画推進委員会の開催
令和2年 9月 1日	令和2年度第2回北広島市男女共同参画推進委員会の開催
令和2年 10月 5日	北広島市男女共同参画推進会議への報告
令和2年 12月 1日	パブリックコメント（プラン原案への意見募集）の実施 意見募集期間：令和2年12月1日から令和3年1月4日まで
令和3年〇月	プラン決定